

第4章 全体構想

第4章 全体構想	31
1. 政策テーマ別構想	33
2. 分野別構想	45

1 政策テーマ別構想

第七次前橋市総合計画、そして、本計画の将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」実現のため、前計画（都市計画マスタープラン改訂版H27年）と同様に、次のような政策的視点からのまちづくりを進めていきます。

1：本市の特性を踏まえた『コンパクトなまちづくり』

- ・人口減少・高齢化が進展する中、都心核や地域核などを中心とした『コンパクトなまちづくり』を効率的に進め、持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

2：良好な自然環境を次世代に継承する『環境負荷の少ないまちづくり』

- ・本市の貴重な財産である豊かな自然を適正に保全し、次世代に継承するとともに、市民が良好な自然環境に包まれた中で生き生きと暮らすことができるように、『環境負荷の少ないまちづくり』を進めていく必要があります。

3：自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』

- ・自らがまちに愛着と誇りを持つことによって、多くの市民にまちづくりに参加してもらうことが大きなポイントとなります。したがって、本市は群馬県の顔となる県都であることも踏まえて、市民が愛着と誇りを持つことができる、自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』を進めていく必要があります。

4：地域資源を活用した『活力のあるまちづくり』

- ・これまでもまちの発展を支えてきた産業や他都市にはない固有の財産である地域資源を活用しながら、『活力のあるまちづくり』を進めていく必要があります。

5：いつまでも住み続けることができる『安全安心なまちづくり』

- ・人口減少社会の中でより多くの人々に「新しい価値の創造都市・前橋」を支える市民として本市に居住し、まちづくりに参加してもらうことができるように、進展する高齢化などにも配慮しながらいつまでも住み続けることができる『安全安心なまちづくり』を進めていく必要があります。

(1) 本市の特性を踏まえた『コンパクトなまちづくり』

基本方針

本市が目指す「ひとつの都市として市全体が地域とともに発展するコンパクトなまちづくり」のために、市全体あるいは地域の市民の日常生活を支え、発展をけん引する地区となる都心核、地域核、地域拠点及び生活拠点を形成します。同時に、互いの連携により機能を補完し向上させていくことによって、良好な自然環境と共生できる都心核等を中心としたコンパクトな市街地形成を促進します。

①市あるいは地域の発展をけん引する都心核等の形成

都心核、地域核及び地域拠点は、市あるいは地域の発展をけん引する地区として、多くの人々が快適に活動、あるいは日常生活を送ることができる環境を整えていくため、土地の高度利用・有効利用を進め、地区特性に合わせた基盤整備や都市機能の集積・充実を図ります。また、鉄道やバス交通の徒歩圏内に居住を誘導することで、公共交通沿線における人口密度を維持するとともに、公共交通の利便性向上を図ることで、自動車以外でも移動が容易な都市構造への転換につなげていきます。

なお、生活拠点では、地域の特性に応じ、日常生活及び交通結節等の機能充実を図り、生活利便性の向上と地域コミュニティの維持・活性化に取り組みます。

②都心核等の連携強化

都心核、地域核、地域拠点及び生活拠点が、互いの機能を補完しあうとともに相乗効果により各機能を高め、また、市民が容易に都心核等を訪れ各種サービスを楽しむことができるように、互いを結ぶ公共交通ネットワークの形成や幹線道路の整備、新たな交通システムの導入・整備などを行い、広域的な連携も視野に入れたこれら都心核等の連携を強化します。

③魅力と求心力ある中心市街地の整備

都心核に位置づけられる中心市街地は、市全体の発展をけん引する地区として、官民連携により「中心市街地活性化基本計画」に基づく施策や「市街地総合再生計画」による、定住人口の増加や生活ニーズの変化に対応した都市機能の充実を推進しながら、「アーバンデザイン」を基に、魅力とにぎわいに満ちた「人と人が交流する拠点」に向けたまちづくりを推進します。

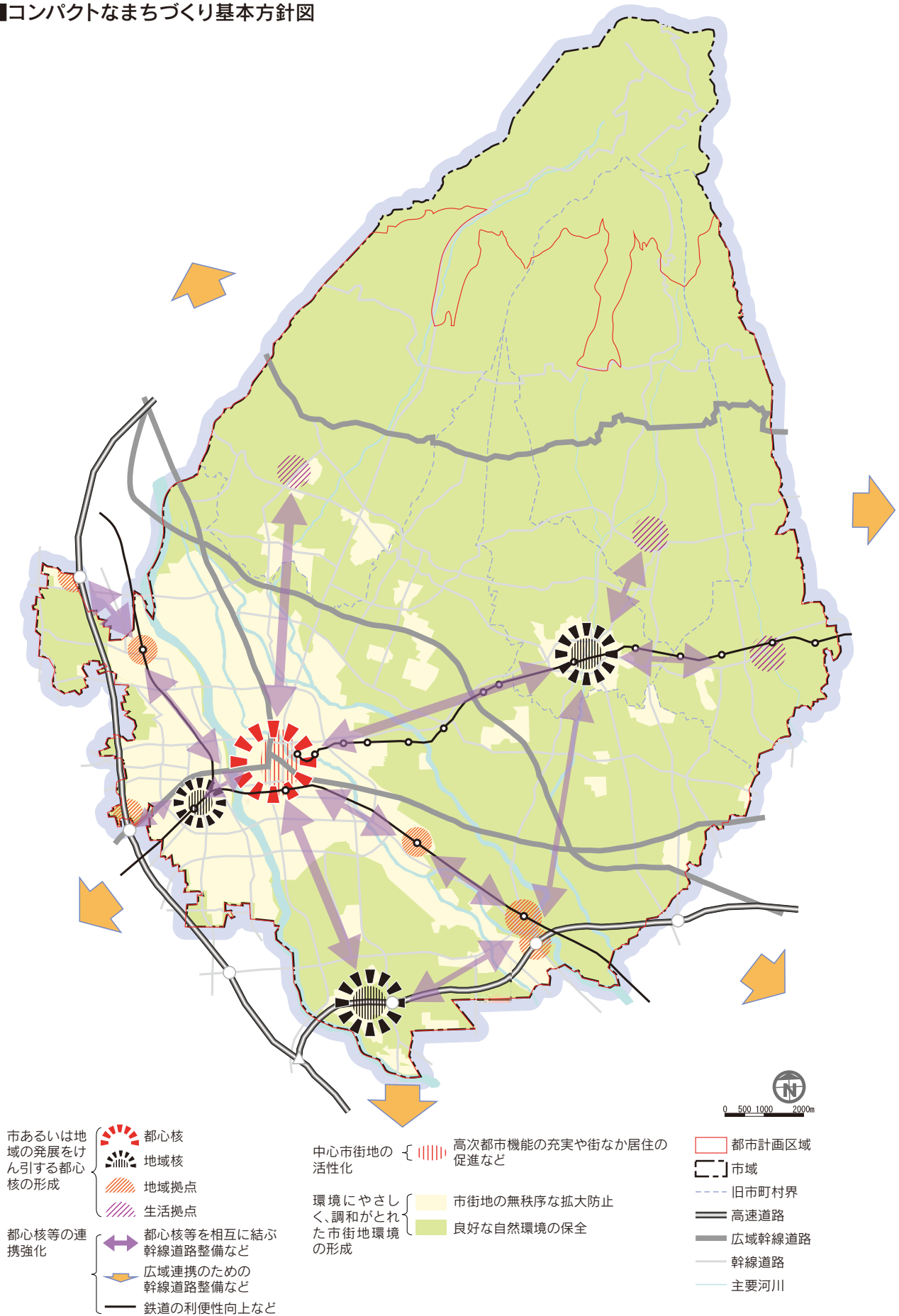
④自然と市街地が共生できる土地利用の実現

市街地では都市機能や居住の効果的な集約化に努めるとともに、公共空間や民有地の緑化を促進することで、都市と自然のバランスよく両立した環境整備を図ります。

⑤公共施設の適正な見直しと市有資産の活用

公共施設の老朽化等による維持更新費用が増大する中、ファシリティマネジメントの考え方や立地適正化計画に基づき、公共施設の見直しや再配置、公的不動産を活用した都市機能施設の誘導など市有資産の効率的な利活用を行います。

■コンパクトなまちづくり基本方針図



(2) 良好な自然環境を次世代に継承する『環境負荷の少ないまちづくり』

基本方針

地球的規模の広がりをもよおす環境問題に対して社会的な関心が高まっています。本市は、利根川や広瀬川などの美しい水の流れと緑豊かな自然を次世代に継承していくために、「前橋市環境基本計画」に基づき、総合的、計画的に環境問題に取り組んでいきます。

まちづくりにおいても、コンパクトなまちづくりを進める中で、良好な自然環境の保全を前提として、環境負荷の少ない市街地環境づくりや公共交通の利用などを進めます。

①環境にやさしく、調和がとれた市街地環境の形成

市街地は、環境に対する負荷の軽減に配慮し、市民にとって暮らしやすい環境としていくために、水質汚濁につながる生活排水などは適正に処理するとともに、身近なまちの緑を積極的に創出します。また、都市公園や街路樹なども適正に配置しながら、環境にやさしく調和がとれた市街地環境を形成していきます。

②自然環境の保全・活用

地球温暖化対策となる二酸化炭素の吸収源として、また、生物の生息環境としても重要な農地や山林などの本市が有する良好な自然環境を、農業従事者に対する支援などと連携しながら適正に保全します。また、これらの自然環境が市民に潤いとやすらぎを与えることから、護岸改修工事などに合わせた河川の自然護岸や親水空間などとしての整備、良質な水質の維持保全などを進め、市民の生活空間の一部として、長きにわたって保全されるような活用を図ります。

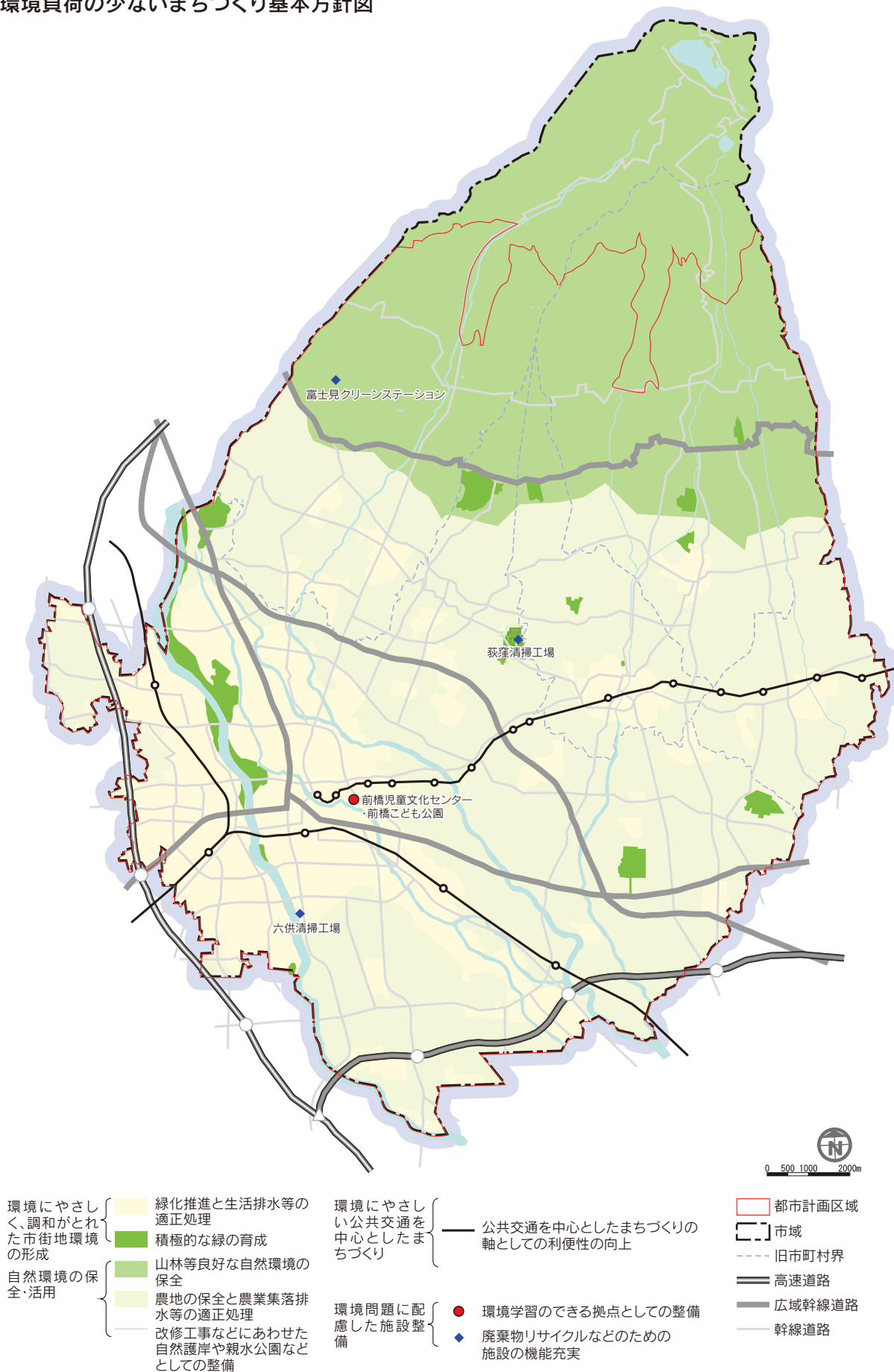
③環境にやさしい公共交通を中心としたまちづくり

自動車保有台数の割合が高い本市において、環境への負荷の軽減のほか、市民の高齢化などにも配慮して、「地域公共交通網形成計画」と連携し、自動車以外でも移動が容易な都市構造への転換を図ることで、市民が多様な交通手段を選択できる公共交通を中心とした交通ネットワークの構築を目指します。同時に自転車の利用環境の向上を図ります。

④環境に配慮した施設整備

公共施設は省エネルギー・自然エネルギーを導入するなど継続的に環境に配慮した施設の増加を図ります。特に環境問題や環境保全等に関する理解を深めることができる環境学習の拠点として整備された前橋児童文化センター及び前橋こども公園の維持・保全を図ります。また、廃棄物のリサイクルと適正処理のためのごみ焼却場などの施設の維持整備を適正に行います。さらに、省エネルギーシステムの普及を図るなど、住宅などの環境に配慮した整備を誘導します。

■環境負荷の少ないまちづくり基本方針図



(3) 自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』

基本方針

「前橋市景観計画」(H21.10)における基本テーマ「振り返りたくなる風景がある」を考慮し、現在の美しい前橋の風景を保全し、将来の質の高い景観を形成していくことで『美しい景観のまちづくり』に取り組んでいきます。

①原風景を守り、生きた資源として継承する

本市の原風景の根幹をなす赤城山の眺めや自然風景を保全するとともに、歴史ある多種多様な景観資源を、地域の中で生かしながら継承していきます。特に市街地においては、人々の生活と密接に関係した魅力ある風景を守りながら、産業の発展やインフラ整備と連動した景観づくりに取り組めます。

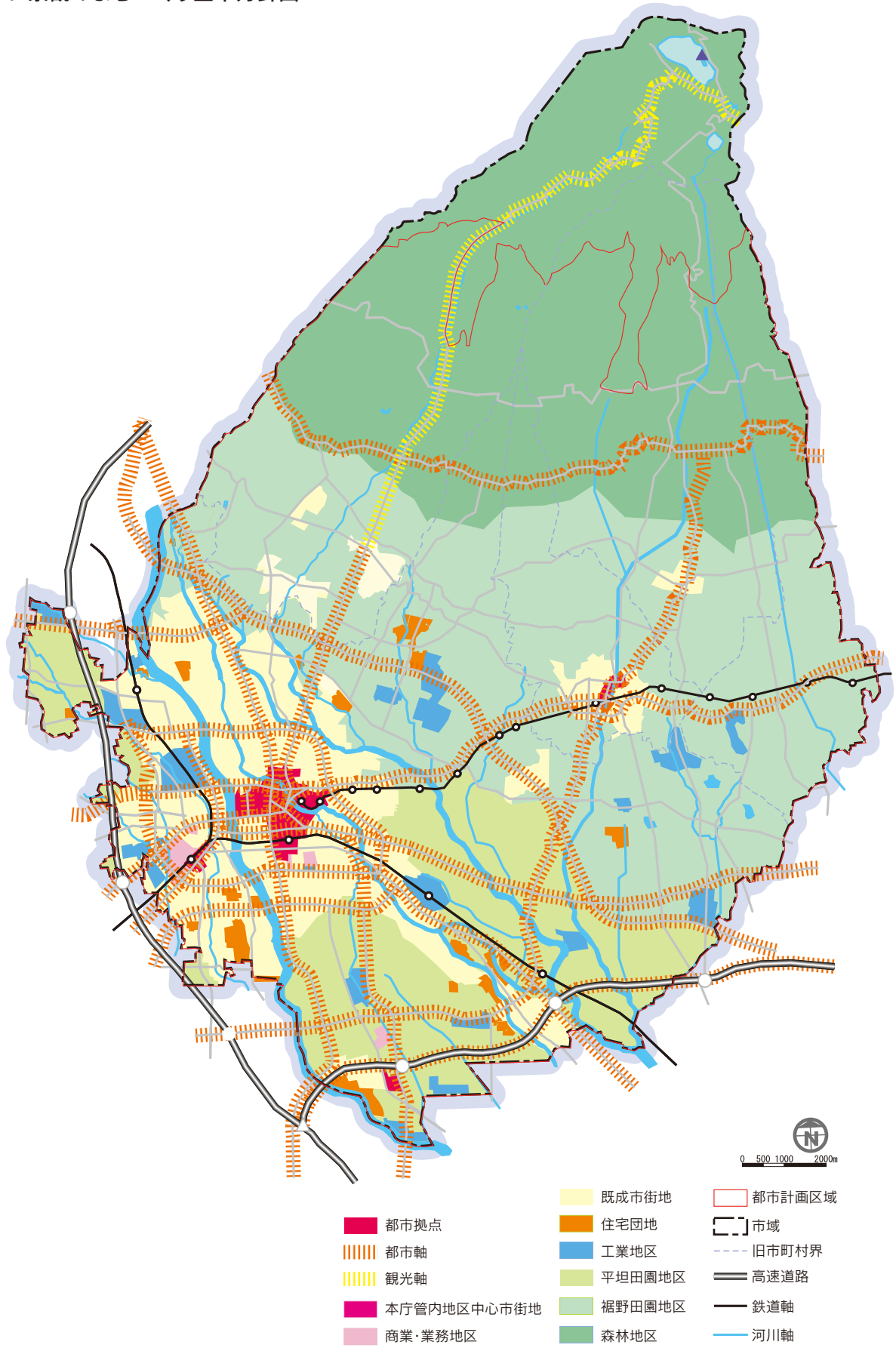
②誰もが主体性をもって景観づくりに取り組む

地域の景観資源を住民と行政の間で共有化し、地域の原風景は地域住民が、政策的に取り組むべき地区等については行政が、それぞれ主体となって守り活用していきます。また、地域資源を子どもたちに伝える地域教育の体制づくりや、コミュニティ活動の活性化を通じた地域づくり、景観づくりに取り組めます。

③景観資源を活用し、地域力の向上を図る

今に生きる赤城山信仰や、その物語性から生み出された景観資源について、風景と対をなす形でストーリーを紡ぎ、地域の誇りと訪れた人の心に訴えかける観光戦略として活用します。また、広瀬川やケヤキ並木通りなど、前橋を象徴するシンボリックな景観資源については、市民のみならず訪れた人の親しみや愛着を感じられる街並みへと育てていきます。

■美しい景観のまちづくり基本方針図



(4) 地域資源を活用した『活力のあるまちづくり』

基本方針

本市では、早くから積極的に農業を振興しており、現在は全国でも有数の農業産出額を誇る農業都市となっています。また、本市には数多くの歴史・文化的資源が残されており、これら地域観光資源と豊かな自然環境を活かした観光振興による、外国人を含めた交流人口の増加と地域産業の活性化を図ります。

また、都市活力を向上させるため、本市の強みである安全で充実した都市インフラを活かし、多様で魅力的な産業や雇用の場を生み出す環境整備を推進します。

①力強い農林業との連携

首都圏への農畜産物の一大供給基地として本市を支える力強い農業を実現していくために、安全安心な農畜産物の生産基盤となる優良農地を保全するとともに、土地基盤整備の推進、農地の有効活用などにより、生産性の高い農業環境を整備します。また、周辺環境との共生に配慮しながら、農業従事者が安心して快適に住むことができる農業集落の環境を整えます。また、林業振興に配慮して優良な山林の適正な保全を図ります。

②活気ある工業との連携

本市を支える活気ある工業を実現していくため、工業団地などの既存工業地では、周辺環境との調和に配慮しながら生産性の高い操業環境を確保します。また、新たな需要に対する生産性の高い受け皿として、交通利便性が高く、良好な操業環境が形成できる高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路沿線に周辺環境との調和を図りながら計画的に新たな産業・工業地の創出を図ります。

③活気ある商業との連携

本市の活力を創出し、市民の日常生活を支える活気ある商業を実現していくため、既存商店街においては、アクセスも含めて購買活動をしやすい環境を整備するとともに、特徴のある街並みづくりなど魅力があり人々が集まる地区としての形成を図ります。特に、市の発展を中心となって支える都心部にある従来からの中心商業地は、「中心市街地活性化基本計画」や「市街地総合再生計画」に基づき、その活性化を図ります。

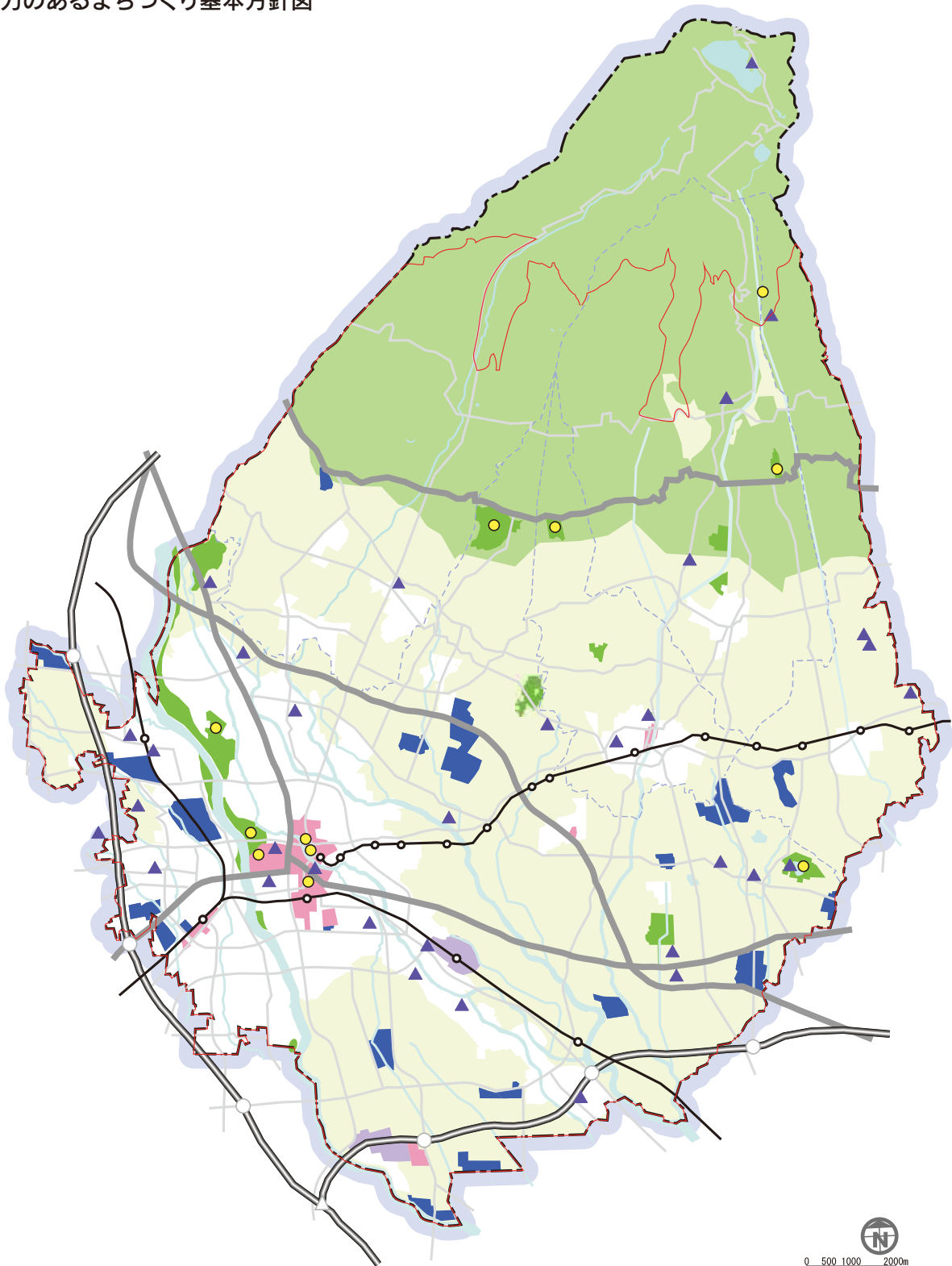
④地域の特性を活かした観光振興との連携

本市の豊かな自然環境や、歴史・文化的資源を未来へ継承するとともに、本市の活力を創出する観光資源として積極的に活用していくため、地域資源の掘り起こしを図りながら、その魅力を一層高めていくためのまちづくりを推進します。特に、赤城山南麓はスローシティとして、地域の食や農産物、生活・歴史文化や自然環境を大切に個性・多様性を尊重する新たなまちづくりを目指します。併せて豊かな自然環境、集積する観光スポットなど多くの観光客のニーズがあることから、自然環境の保全や観光振興に寄与する土地利用の適正な誘導や環境整備を推進します。

⑤産業振興を支える交通環境の充実

物流環境の変化に的確に対応し、流通の近代化を支える、産業地と高速道路のインターチェンジなどを結ぶ幹線道路網やその周辺区域の整備により、工業・流通業務地や観光商業地へのアクセス性を高め、地域の活性化を図ります。特に観光に関しては、赤城山南麓などを核とする観光地や鉄道駅などを結ぶ観光ネットワークの形成や道の駅を整備することで、交通による利便性の向上を図ります。

■活力のあるまちづくり基本方針図



力強い農林業を支える環境整備

- 生産性の高い農業環境の保全・整備
- 林業振興に配慮した森林の保全

活気ある工業を支える環境整備
活気ある商業を支える環境整備

- 生産性の高い工業地整備
- 地区特性に適した商工業のための操業環境整備
- 魅力的な商業地の形成

地域の特性を活かした観光振興を支える環境整備

- 観光客に配慮した環境整備
- 歴史的資産の保全とネットワーク化

産業振興を支える交通環境の充実

- 円滑な流通や観光客などの移動を支える幹線道路等整備
- 観光客などの利用を想定した鉄道の利便性の向上

- 都市計画区域
- 市域
- 旧市町村界
- 高速道路
- 主要河川
- 都市基幹公園等

(5) いつまでも住み続けることができる『安全安心なまちづくり』

基本方針

各地で相次ぐ大規模な自然災害、社会問題となっている全国的な治安の悪化などに備え、災害に強く、犯罪が発生しにくい環境をつくります。そして、年齢や身体能力に関わらず誰もがいつまでも安全に、安心して住み続けることができるまちづくりを行います。

①災害に強いまちづくり

「前橋市地域防災計画」に基づく防災対策を進める中で、震災や水害、土砂災害などに備えたまちづくりを進めます。

既成市街地においては、ライフラインや避難場所を確保するほか、緑化や沿道建物の不燃化誘導などによる避難路や延焼遮断帯の確保、緊急車両の通行などに配慮した狭隘道路の解消など災害に強いまちづくりを地区特性に応じて進めます。

防災拠点となる市役所及び消防局庁舎をはじめ、防災物流拠点、消防署や地域防災の活動拠点である消防団車庫詰所、指定避難所となる小中学校など防災施設の適正配置に努め、大規模災害への対応機能の向上を図ります。

さらには、防災行政無線をはじめとする災害発生時等の情報伝達のための通信施設の適切な維持管理を図るほか、公共建築物の不燃化・耐震化を図り、民間建築物に対しても、耐震性向上や倒壊に配慮した塀の生垣化などを誘導します。また、土砂災害や浸水被害などの恐れがある地区の解消や安全対策に努めます。

大規模災害が発生した際、早期に復興に向けたまちづくりに取り組めるよう国のガイドラインに基づき、復興事前準備に関する検討を進めます。

②すべての人が活動しやすい都市空間の整備

年齢や身体能力に関わらず、すべての人にとって過ごしやすく、移動もしやすい都市空間を整備します。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を踏まえつつ、ユニバーサルデザインの視点に立って、多くの人が利用する市街地や主要施設等の整備・改善を図ります。特に鉄道やバス、タクシーといった公共交通については、地域の実情と輸送機関の特性に即した適切な交通手段を選択し、多様な交通手段の共生を図るとともに、利便性と快適性の更なる向上を目指し、人と環境に優しく、安全でわかりやすい交通手段の確保を図ります。

③高齢者や障害のある人などの生活を支えるまちづくり

今後ますます増加する高齢者のほか、障害のある人や子育てをしている人も、すべての市民が互いに支えあい、生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めます。

高齢者に対しては、「まえばしスマイルプラン～老人福祉計画・第7期介護保険事業計画～」に基づき、すべての高齢者が住み慣れた地域で互いに「思いやり・支え合い・助け合い」ながら、自分らしく安心して生活を送ることができる福祉施策を推進します。

障害のある人に対しては、「前橋は一とふるプラン（前橋市第3次障害者福祉計画）」に基づき、「地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を基本理念として、生活環境全てのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めることなどを基本的な取り組み姿勢とし、障害者福祉施策を推進します。

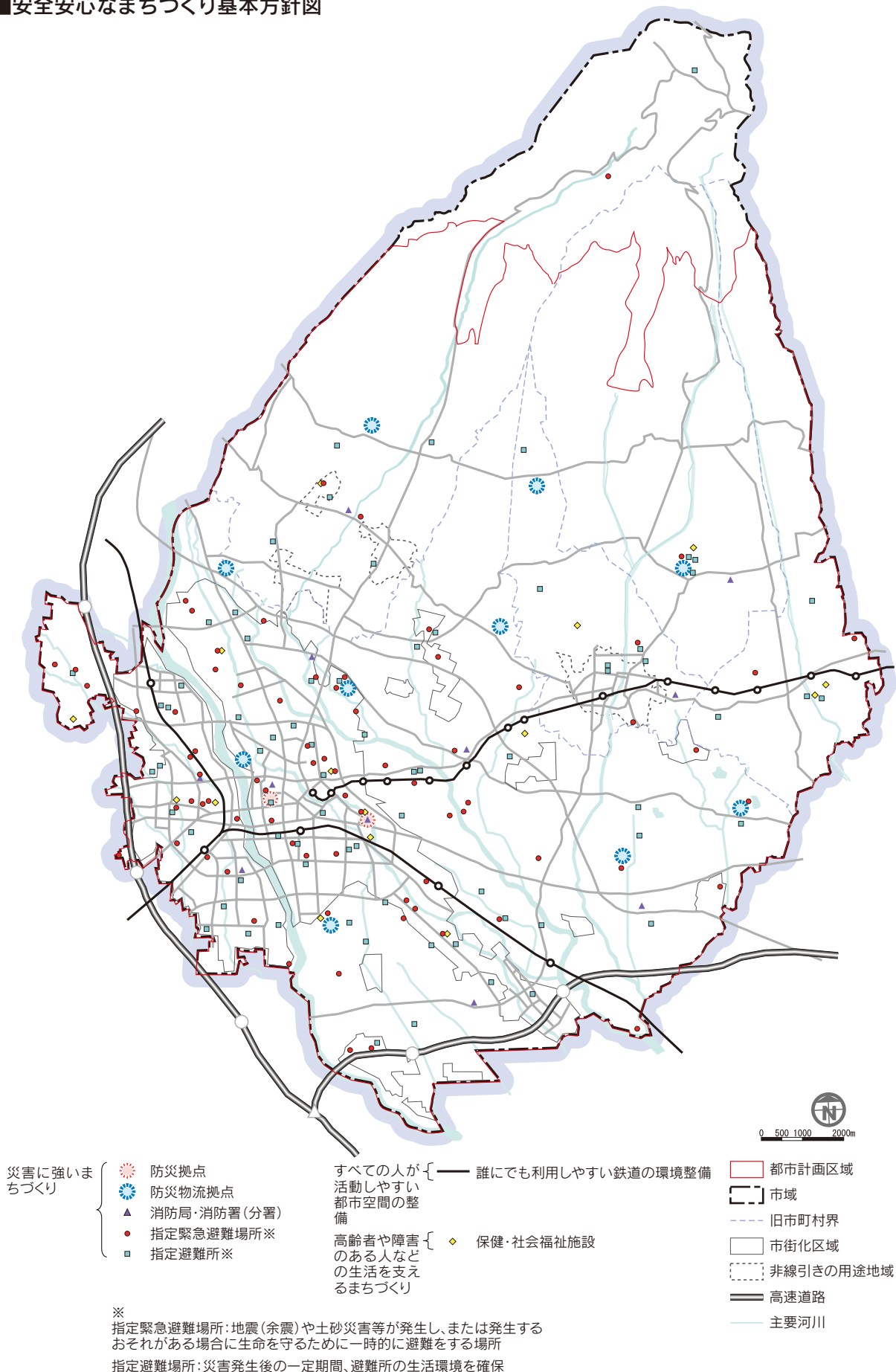
すべての子育て世帯の多様なニーズに対応するため、「立地適正化計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所、幼稚園、認定子ども園等子育て支援施設の適正配置、延長保育、一時預かり等の機能充実とともに子育て世帯への様々な支援を図り、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを進めます。

④交通安全や防犯に配慮したまちづくり

交通事故や犯罪から市民を守るため、これらの発生を未然に防ぐ対策を講じたまちづくりを図ります。

住宅地における土地利用の混在の防止を図るほか、歩行者や自転車の通行に配慮した生活道路や通学路の整備を推進し、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めます。また、道路や公園、駐車場や工事用空き地等については、見通しのよい囲いや植栽の剪定など、死角をなくし周囲からの自然な監視が可能な構造、照明灯や防犯灯などの設置、不審者や不審車両の進入・逃亡を防ぐ出入り口の管理など、防犯に配慮した犯罪の起こりにくい整備を進め、普及にも努めます。

■安全安心なまちづくり基本方針図



2 分野別構想

都市計画の分野別まちづくりは、政策テーマ別構想の実現も踏まえて、次の考え方のもとに進めていきます。

1：土地利用の方針

- ・311.59km²という広い市域の中で豊かな自然環境を有する一方で、約34万人の市民が居住する本市の土地利用の基本的な考え方です。

2：交通体系の整備の方針

- ・市内のみならず、本市と他都市とを広域的に結ぶ国道や鉄道などを骨格とする本市の交通体系整備の基本的な考え方です。

3：水と緑の整備・保全の方針

- ・豊富な緑に恵まれた本市における自然環境の保全・活用や公園・緑地の整備などに関する基本的な考え方です。

4：その他の都市施設整備の方針

- ・公共下水道やごみ焼却場などの都市施設整備に関する基本的な考え方です。

■都市計画（分野別構想）において実現すべき政策テーマ別構想上の主なポイント

		分野別構想			
		土地利用	交通体系	水と緑	その他の都市施設
政策テーマ別構想	コンパクトなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・活用 ・無秩序な市街化防止 ・都心核等における土地の高度利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・都心核等を結ぶ幹線道路整備 ・公共交通の充実 ・新たな交通システムの導入・整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境の保全 	
	環境負荷の少ないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的土地利用の保全 ・無秩序な市街化防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の充実 ・自転車利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・活用 ・市街地の緑化 ・河川の自然護岸や親水空間などとしての整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚染を防止する公共下水道整備 ・環境に配慮した公共施設整備
	美しい景観のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの景観を創出する水や緑の保全 ・地域の個性になじんだ街並みを形成できる土地利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの「顔」となる通り等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの景観を創出する水や緑の保全 ・まちの「顔」となる公園等の整備 	
	活力のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全と農業環境整備 ・商業地や工業地の良好な操業環境整備と新たな確保 ・観光に配慮した土地利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業地と高速道路のICなどを結ぶ幹線道路整備 ・観光ネットワークを形成する幹線道路等整備 		
	安全安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域における市街化の抑制 ・住宅地における混在の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の充実 ・安全な避難路や通学路の確保 ・交通安全に配慮した道路整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時も想定した市街地の緑化 ・避難場所等となる公園整備 ・公園整備における防犯への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の向上 ・通信施設の充実

(1) 土地利用の方針

基本方針

本市の将来都市像「新しい価値の創造都市・前橋」の実現のため、これまでの都市の成長を前提とした都市構造ではなく、既存の都市基盤の活用と土地利用の適切な誘導によって、持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

このため、都市部では都市機能の効果的・効率的な集約に努め、また、郊外部においては、自然環境の保全、一定の利便性確保やコミュニティの維持に加え、営農環境と調和した集落形成に努めます。

このように、本市では都市的土地利用と自然的土地利用の適正な配置の組合せにより、調和の取れた土地利用を推進します。

a. 線引き都市計画区域における土地利用の方針

・線引き都市計画区域である前橋都市計画区域は、本市の中心的な区域であるため引き続き区域区分（線引き）を定めることで適正な市街化の誘導を図ります。

i) 市街化区域

- ・既成市街地においては、地域特性に合わせた土地利用の純化や市街地環境の改善、地域の歴史を物語る街並み形成などを進め、質の高い市街地としての土地利用を図ります。
- ・本市の立地適正化計画における都市機能誘導区域である都心核や地域核、地域拠点などの市街地においては、それぞれに求められる役割に応じた都市機能の充実を実現する合理的な土地利用を進めます。また、都市機能誘導区域を含む居住誘導区域においては、公共交通の利便性を活かした暮らしやすさの充実を図るとともに、空家・空地を含む低未利用地の利活用も視野に入れ、将来にわたって居住機能の立地誘導を進めます。
- ・都市構造の変化に伴って土地利用の転換が進む区域については、必要に応じて用途の純化や複合化、地区計画制度の活用などにより適正な土地利用誘導を図ります。

ii) 市街化調整区域

- ・将来的な産業立地の動向も踏まえ、都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図るため、市街化区域周辺などにおける無秩序な市街地の拡大を抑制し、美しい自然景観を創出している農地や山林などの適正な保全を図ります。
- ・「人口減少下における土地利用ガイドライン（市街化調整区域編）（群馬県策定）」に基づき、基幹的な既存集落においては、地域コミュニティの維持・活性化や居住ニーズに配慮し、自然に包まれて暮らすことができる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を図ります。また、高齢者等が自動車に頼らず日常生活を便利に過ごせる居住環境の提供ができるよう、主要な公共交通機関である鉄道の利便性が活かせる駅周辺への適正な開発の誘導を図ります。
- ・地域住民の暮らしやすさの確保が求められるなか、周辺からのアクセス性の高い主要な幹線道路沿道には、日常生活を支える利便施設の適正な誘導を図ります。

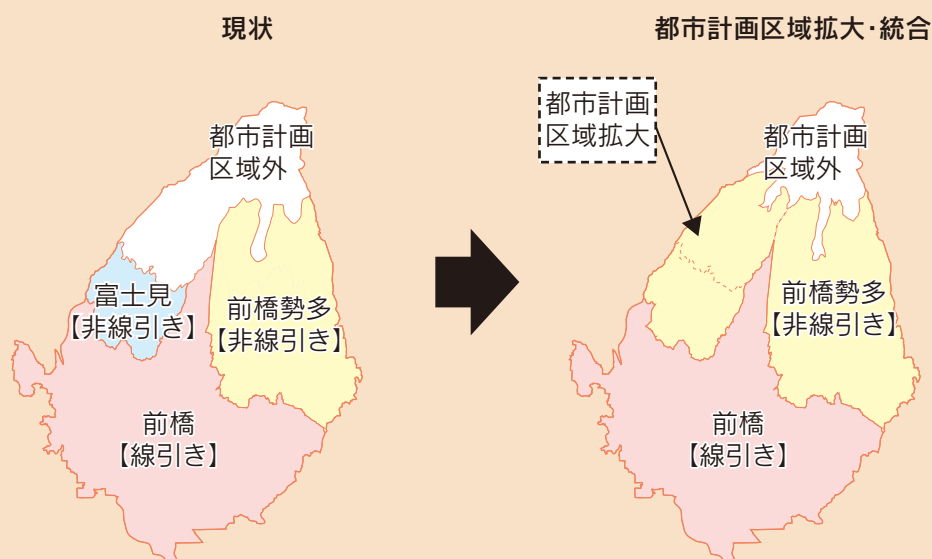
■市街化調整区域における土地利用イメージ



b. 非線引き都市計画区域における土地利用の方針

- ・非線引き都市計画区域である前橋勢多、富士見の各都市計画区域は、人口減少や少子高齢化の進展などの社会情勢や地域特性を考慮し、旧富士見村と旧前橋市との合併から10年後の段階では区域区分（線引き）を定めず、市街地空間と田園空間とが調和した潤いのある都市環境の形成を目指すため、現状の非線引きのまま1つの都市計画区域に統合します。
- ・用途地域が定められていない地域においては、特定用途制限地域を指定することにより無秩序な市街地の拡大や周辺環境を悪化させる恐れのある施設などと住宅が混在することを防ぎ、良好な環境の保全を図ります。
- ・用途地域が定められている地域においても、都市構造の変化など土地利用の転換が進む区域については、必要に応じて用途地域の見直しなどにより適正な土地利用誘導を図ります。

■段階的な都市計画区域の統合・拡大

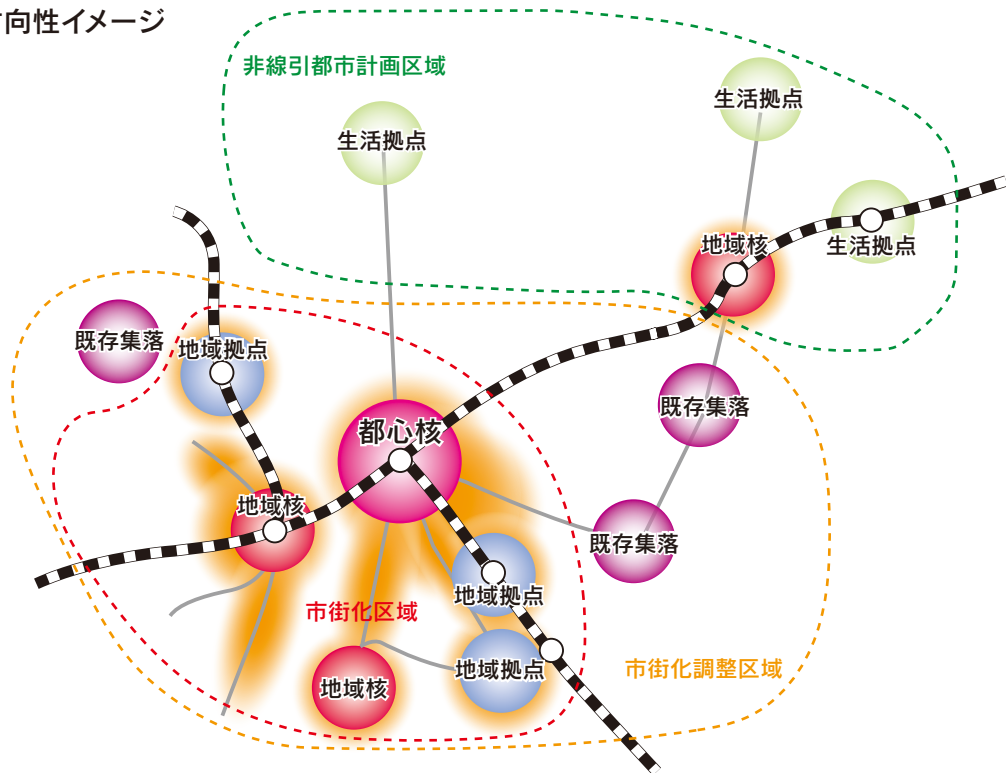


※群馬県が定める都市計画区域マスタープランに則り、富士見地区の都市計画区域は、合併から10年後の段階では、区域区分（線引き）を定めず、前橋勢多都市計画区域に統合します。

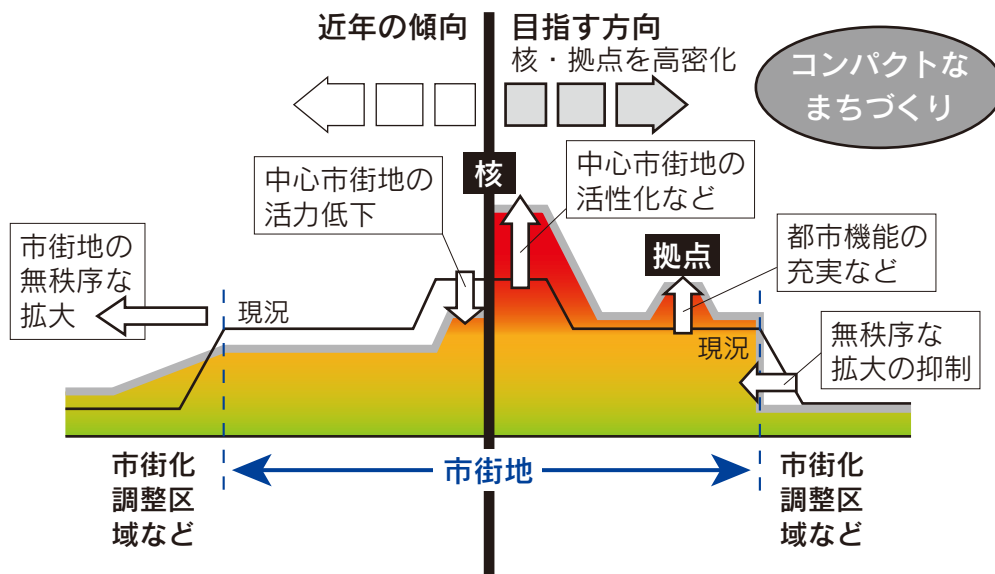
c. 都市計画区域外等における土地利用の方針

- ・ 富士見地区における都市計画区域外においても、相当数の住宅などの建築物が立地していることから、都市計画区域を拡大することにより、安全・安心な秩序あるまちづくりの促進を図ります。
- ・ 赤城山南麓に広がる森林地域は、美しい景観を創出している自然環境や保安林の適正な保全を図ります。

■土地利用の方向性イメージ



■コンパクトなまちづくりイメージ



①土地利用の配置及び誘導の方針

現況を踏まえるとともに、将来都市像及び都市構造の実現を目指し設定した土地利用区分について、その配置及び誘導について次のように設定します。

土地利用区分	土地利用概要
商業地	主として店舗・事務所等を誘導し、中心市街地や周辺地域の核としてふさわしいにぎわいの形成と商業・業務の利便性の向上を図る地域
業務地	主として官公庁などの、市や県を代表する業務施設を誘導し、業務の利便性の向上を図る地域
流通業務地	流通関連施設等を中心に誘導し、流通業務の利便性の向上を図る地域
工業地	工場・倉庫などを中心に誘導し、工業の利便性の高い操業環境の保全・育成を図る地域
複合市街地	住宅や商業施設・工業施設等が共存することにより職住が近接し、利便性も高い環境の実現を図る地域
沿道市街地	自動車での利用者に対応した、沿道サービス施設の立地を中心に利便性の向上を図る地域
低密住宅地	主として低層低密の住宅を誘導し、ゆとりある良好な居住環境の保全・育成を図る地域
一般住宅地	多様な生活スタイルの住宅が立地し、一部、商業・業務施設等の混在を許容する中で、居住環境の向上を図る地域
沿線集落等生活地区	幹線道路の沿線集落を中心として、交通利便性を活用できる身近な生活圏において必要な施設を誘導する地域
田園地区	良好な営農環境と潤いのある豊かな居住環境が調和する地域
森林地区	森林の保全と育成を図る地域
都市基幹公園等	大規模な公園緑地やレクリエーションの場としての利用を図る地域

a. 商業地

- ・既存商業地は、地区特性にあわせた環境整備を図るとともに、新たな商業地は需要も踏まえながら、市全体さらに地域の発展をけん引し、住民の日常生活を支える都心核・地域核・地域拠点・生活拠点や都市軸沿道において適正に配置します。
- ・都心核におけるＪＲ前橋駅から中心商業地にかけての地区は、再開発等による土地の共同化や空間の有効活用を促進し、中心商業地の魅力を再生するために必要な機能の誘導を図るとともに、空き店舗等を活用し、新たな事業や住宅への転用を促進します。また、ＪＲ前橋駅周辺は、本市の主要な交通結節拠点であることから、利便性を活かした、高齢者や子育て世代をはじめ多くの住民・来街者の利用ニーズに対応する都市機能の効果的な誘導を図ります。
- ・新前橋駅周辺地区では、交通結節点という立地を活かし、都心核を補完する地域核として、高次の都市機能を維持しながら高齢化が進む地域に対応した都市機能の強化を図ります。
- ・地域核である前橋南部地区では、北関東自動車道の前橋南インターチェンジや大規模商業施設の立地を活かし、市南部の生活を支えるとともに、広域都市圏を視野に入れた他都市との交流促進に寄与する商業地の形成を図ります。
- ・地域核である大胡地区の商業地は、市域の主に東部や北部の生活利便性の向上に寄与する商業地としての育成を図ります。

b. 業務地

- ・行政機能の中心を担う県庁・市役所周辺など既に官公庁施設や企業の本社・支社機能が集積している地区及び新前橋駅周辺地区では、それぞれ都心核、地域核として求められる役割を担う業務地としての形成を図ります。

c. 流通業務地

- ・卸売業などの流通業務に関わる施設が立地する問屋町や北関東自動車道前橋南インターチェンジ、関越自動車道駒寄スマートインターチェンジ周辺地区などにおいては、関連施設の集積や高速道路の利便性などそれぞれの地区の特徴を活かした流通業務地としての形成を図ります。

d. 工業地

- ・既存工業団地や工業専用地域など既に工業施設が計画的に集積している地区においては、周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境が整った工業地としての形成を図ります。また、需要も踏まえながら、良好な操業環境を有する新たな工業地として既存工業団地の拡張を図ります。
- ・関越自動車道、北関東自動車道などのインターチェンジ周辺や幹線道路網の沿道地域においては、交通利便性の高さを活かし、自然環境の保全や田園空間との調和を図りながら、良好な産業・工業地の創出を図ります。

e. 複合市街地

- ・既に食品・日用品等の物品販売中心の商業施設等が立地する地区や今後立地が求められる地区は、生活と密着した商業施設が立地する複合市街地としての形成を図ります。
- ・中小工場の立地により既に住工の混在が見られる地区は、住環境及び操業環境の状況に応じて、計画的な土地利用の純化、あるいは住宅と環境の悪化をもたらす恐れのない工業施設が共存する複合市街地としての形成を図ります。
- ・地域核である前橋南部地区は、前橋南インターチェンジの利便性を活用した多様な用途の建物が共存する複合市街地としての形成を図ります。
- ・準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の業務の利便を図る地域としての環境を整えるとともに、中心商業地の活性化、商業機能の適正配置も考慮して、大規模集客施設の立地制限について検討を進めます。
- ・富田地区は、上武道路による利便性を活用しながら、周辺の住宅団地の造成・分譲による人口増加に対応するほか、周辺地域の生活利便性の向上にも寄与する複合市街地としての形成を図ります。

f. 沿道市街地

- ・都市軸である国道17号、主要地方道前橋・館林線や東部環状線等の沿道サービス施設等が立地する地区、地域核のひとつである大胡地区の主要地方道前橋・大間々・桐生線沿道、富士見地区の主要地方道前橋・赤城線などは、背後に控える住宅地の緩衝帯としての役割を踏まえつつ、交通利便性を活用できる身近な生活圏において必要な商業施設を誘導し、中心商業地との連携のとれた適正な沿道サービス機能が集積する沿道市街地としての形成を図ります。
- ・準工業地域は、複合市街地と同様に、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の業務の利便を図る地域としての環境を整えるとともに、中心商業地の活性化、商業機能の適正配置も考慮して、大規模集客施設の立地制限について検討を進めます。

g. 低密住宅地

- ・東地区や芳賀地区、南橘地区等の住宅団地や低層低密な住宅地が集積する地区は、質が高く良好な居住環境の保全・形成を図ります。

h. 一般住宅地

- ・低密住宅地に該当しない既成市街地の住宅地や地域の中心として機能してきた市街地は、コンパクトなまちづくりを目指し、無秩序な市街化を抑制するためにも地域の状況に合わせた改善などにより、住民が住みやすく生活しやすい居住環境の形成を図ります。
- ・広瀬団地、南橘団地等、中高層住宅や戸建住宅が集積している地区は、オープンスペースが確保された潤いと安らぎのある良好な居住環境の創出を図ります。
- ・住宅と商業・業務施設や工業施設などが混在する地区は、地区の状況にあわせて用途の純化あるいは適正な複合化を誘導し、良好な住環境の保全・育成を図ります。特に、鉄道駅や商業・業務地周辺などにおいては、高い利便性を活かした都市型共同住宅等の立地を誘導します。

i. 沿線集落等生活地区

- ・都市軸に位置づけられている幹線道路の既存集落を中心とした沿道には、日常生活を支える利便施設の適正な誘導を図ります。

j. 田園地区

- ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、美しい自然景観を創出している農地や山林などの適正な保全を図ります。また、「人口減少下における土地利用ガイドライン（市街化調整区域編）・（群馬県策定）」に基づき、基幹的な既存集落においては、地域コミュニティの維持・活性化や居住ニーズに配慮し、自然に包まれて暮らすことができる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を図るとともに、鉄道の利便性が活かせる駅周辺については、適正な開発の誘導を図ります。

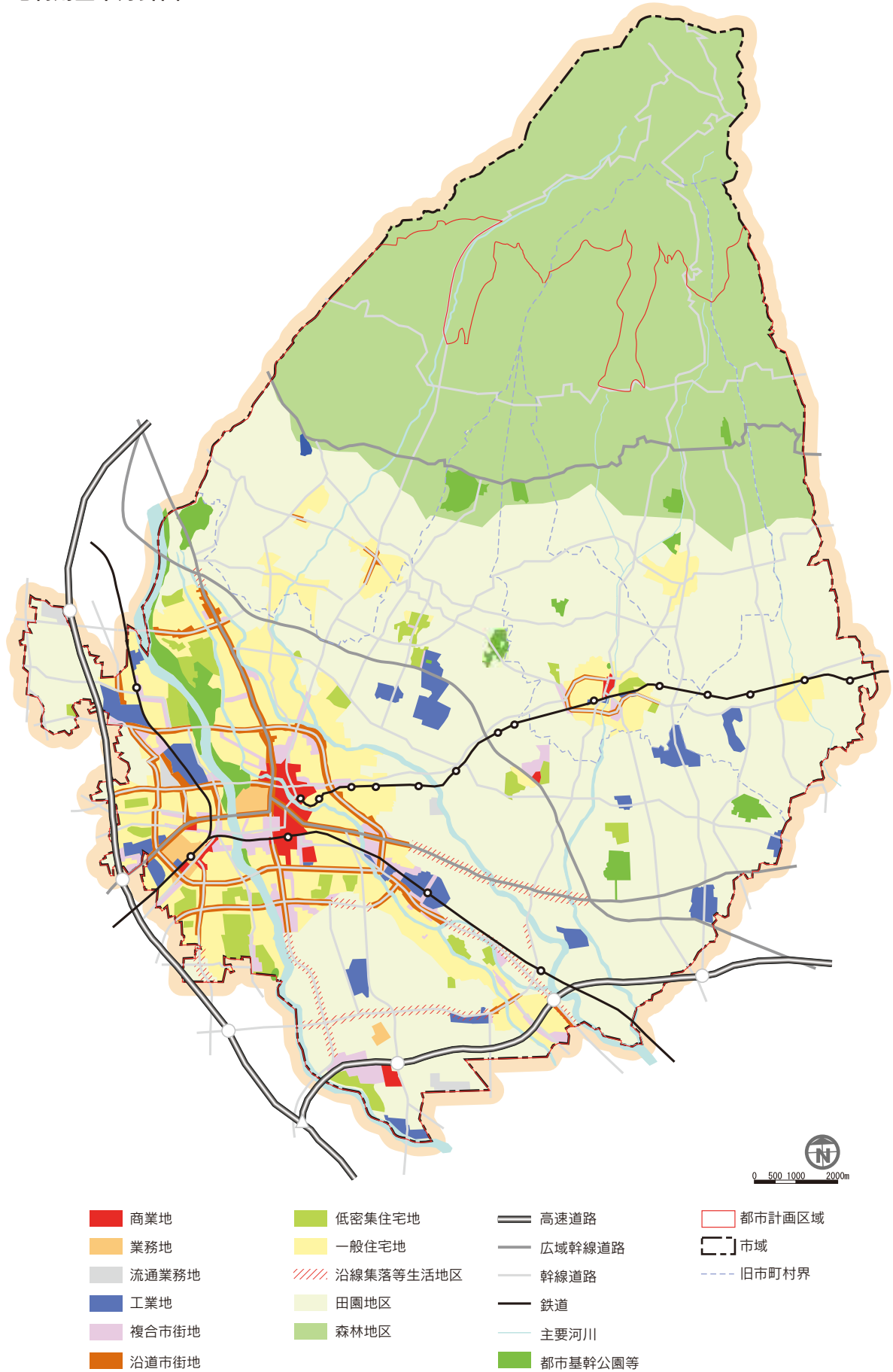
k. 森林地区

- ・本市の北部においては、森林の育成など自然環境の保全を図るとともに、豊かな自然環境を活かし、交流人口の増加と地域産業の活性化に寄与する土地利用を図ります。

l. 都市基幹公園等

- ・前橋公園、大室公園、敷島公園などの大規模公園や、大胡ぐりんふらわー牧場、ぐんまフラワーパークなどは、自然とふれあうことのできる場として、利用者のニーズにあわせた憩いの空間とするとともに、地域の実状に合わせて環境保全や景観、防災面の機能を備えた空間としての整備を図ります。

■土地利用基本方針図



(2) 交通体系の整備の方針

基本方針

コンパクトなまちづくり実現のためには、都心核や地域拠点などに都市機能を効果的・効率的に集約させるとともに、それぞれの核・拠点が相互に強力なネットワークを形成することが求められています。

道路整備は、他都市を連絡する広域的な骨格道路網の形成、市内の核・拠点相互間を連絡する幹線道路網、並びに幹線道路をカバーする地区幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めます。道路計画では、計画されてから長期未着手となっている路線について、整備の必要性をもとに住民との合意形成を図りながら、段階的に見直しを行います。

また、より使いやすい交通体系を構築するため、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通の特性を活かした利便向上を図ります。例えば、デマンド方式など地域の実情と輸送機関の特性に即した運行手法を適切に導入するなど、様々な交通手段が共生することで市民が公共交通を日常の足として利用できる選択性の豊かなネットワークの形成を目指します。さらには、コンパクトなまちづくりの実現に寄与する新たな交通システムの導入・整備について検討していきます。

環境負荷の少ない安全安心なまちづくりの実現という視点からは、過度に自家用車に依存しない車中心から人中心のライフスタイルへの転換を目指します。交通安全関連施設の整備による交通安全の確保に努めるとともに、歩行者や自転車が安全に移動できる道路整備などを進め、特に中心市街地周辺などでは、歩いて楽しいまちの実現を目指します。

①個別整備の方針

a. 高速道路・広域幹線道路・幹線道路

- ・ 国道17号（上武道路、前橋渋川バイパス、群馬大橋線拡幅）や国道50号（前橋笠懸道路）などの改良・整備を促進し、交流人口の増加や流通機能の充実を図ります。また、関越自動車道、北関東自動車道のインターチェンジとの連絡に配慮しながら、主要地方道などの幹線道路の改良・整備を促進します。
- ・ 広域幹線道路や幹線道路の整備は、慢性的な渋滞や利便性を損なう道路形態の解消、歩行者・自転車の円滑な移動を確保するとともに、自動車事故の防止、延焼遮断帯としての機能、災害時における市民の避難や緊急車両の円滑な通行、物資の移動などに十分配慮します。
- ・ 本町二丁目交差点（五差路）については、市民との合意形成を図り、国、県と連携しながら改良・整備を促進し、街並みの連続性の確保や慢性的な交通渋滞の解消、交通事故の減少、歩行者の移動の円滑化など、中心市街地の魅力向上を図ります。

b. 地区幹線道路・生活道路

- ・ 幹線道路を補完し区内交通の円滑化を促進する地区幹線道路や生活道路を、自動車の通過交通排除、緊急車両の通行、災害時における避難などにも配慮して、計画的に整備します。
- ・ 高齢者や障害のある人の利用や、児童・生徒の通学などに配慮して、歩道の段差の解消やゆとりある歩行空間の確保に努めます。そして、中心市街地などにおいては、美しい沿道の景観形成なども考慮して、電線類の地中化、街路樹の整備などに努めます。
- ・ 計画から長期間にわたり未着手の路線については、その路線の必要性について市民との合意形成を図りながら、段階的に見直しを進めます。

c. 公共交通

- ・地域の特性や実情に応じた公共交通体系を確立し、バス路線の再編成や新たな交通システムの導入、環境負荷に配慮した交通手段への転換など、快適な利用環境の改善を図ります。
- ・鉄道は、JR群馬総社駅周辺整備等により利便性の向上を図ります。また、上毛電鉄においては、駅周辺への開発の誘導などにより利用者の増加を図り、活性化を促します。
- ・バス交通においては、中心市街地と渋川市方面及び南部拠点・玉村町方面を結ぶ路線をバスの「広域幹線」として位置付け、都市の基軸となる幹線公共交通軸を形成します。また、新たな交通システム（BRT等）の導入やサイクル&バスライドの推進などについて検討を進めます。「広域幹線」を補完する地域間交通として、路線や区域毎の需要に応じた運行本数や車両の大きさなど適正なサービス水準へと再編し、持続可能な公共交通サービスを確保します。
- ・公共交通不便地域については、地域主体の運行計画に基づく「地域内交通」を導入するなど、地域の利便性向上を進めていきます。

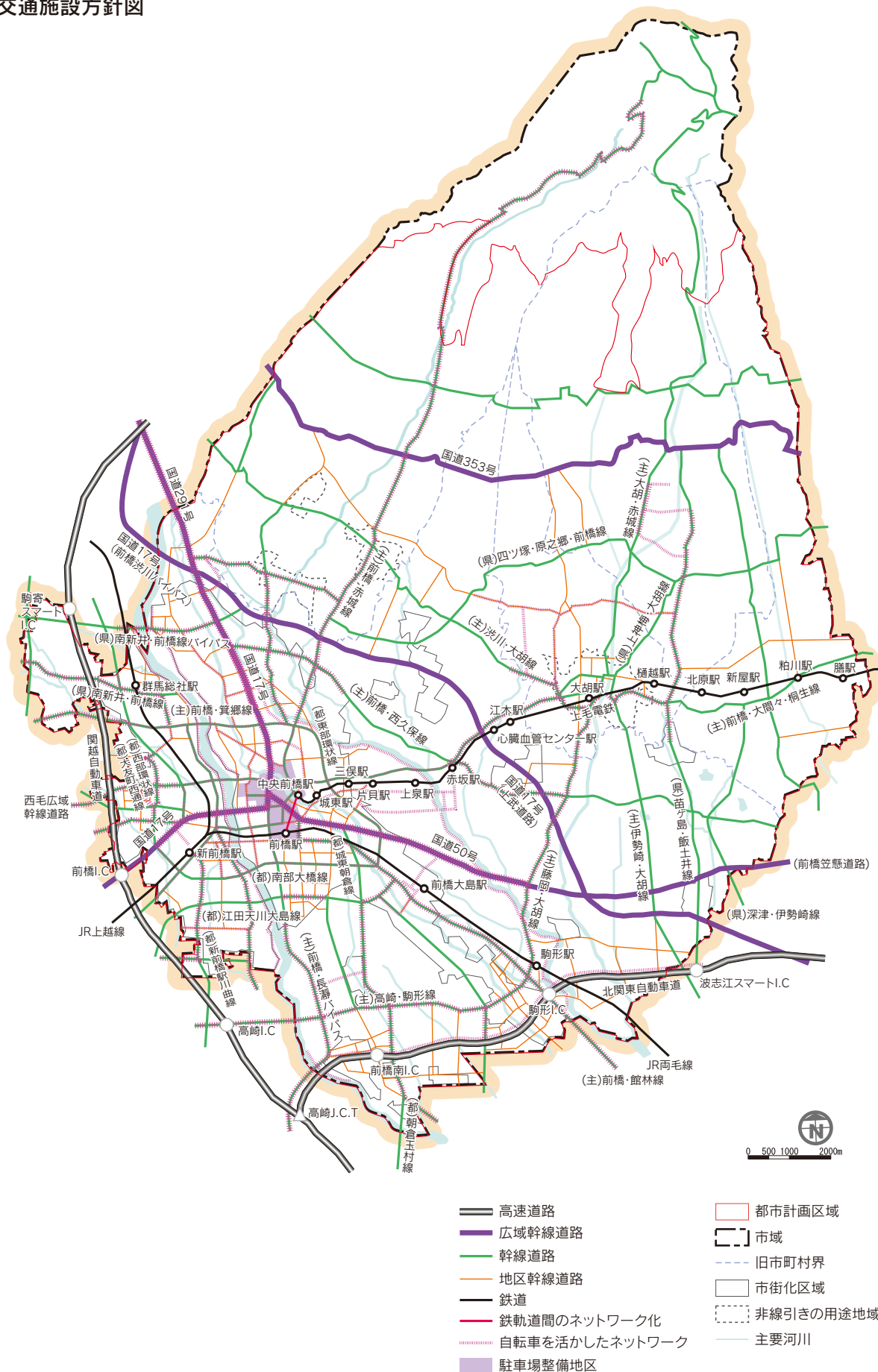
d. 駐車場

- ・中心市街地では活性化にも配慮して、散在する一時使用的な駐車場の集約化などに努めます。
- ・国道50号、国道17号、県道3号及び県道4号で囲む範囲と城東パーキング及び中央前橋駅を含む区画においては、「前橋市迷惑駐車等の防止に関する条例」の「迷惑駐車等防止重点地域」として、迷惑駐車等を防止して、円滑な交通を確保できるよう努めます。

e. 歩行者・自転車

- ・交通渋滞の解消や交通事故の予防、そして環境負荷が大きいCO₂の削減などに配慮して、自家用車以外による移動の増加を目指し、公共交通の利用増進とともに、歩行者や自転車が安全、そして快適に通行できる道路環境整備を進めます。
- ・自転車通行空間のネットワーク化を推進し、快適な自転車利用を促進するとともに、コミュニティ空間や駐輪環境などの整備を検討します。

交通施設方針図



(3) 水と緑の整備・保全の方針

基本方針

人々に前橋らしさを感じさせる赤城山、利根川をはじめとする河川や農業用水、古墳群、社寺境内地の巨木、かしぐね、赤城神社の松並木、みやぎ千本桜、敷島公園などの公園、JR前橋駅前から県庁までを結ぶケヤキ並木、広瀬川河畔緑地などは、「前橋市緑の基本計画」に基づき、「水と緑」の前橋らしさを継承・創造していきます。

本市の都市公園の整備は土地区画整理事業の進捗等に伴い一定程度進みつつあるものの、その一方で既存公園施設の老朽化が進行しています。人口減少や市の財政制約も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが重要であることから、「前橋市公園長寿命化計画」に基づき、施設の安全性の確保や機能の維持・保全を図ります。

また、地球的規模となった環境問題への対応も視野に入れ、美しい自然景観の保全・創出や、緑の持つ防災機能、防犯などにも配慮しながら、これら「前橋の水と緑」に関連性を持たせ、総合的に保全、活用し「水と緑でめづく前橋」の実現を図ります。

①前橋らしい風土を継承する

- ・前橋らしい都市の美観、風致を維持するため、前橋公園、敷島公園、広瀬川河畔緑地など前橋の顔となる水と緑を保全します。
- ・赤城山の森林や利根川など河川周辺の緑は、前橋の郷土景観の骨格を成す水と緑として、一体的な保全に努めます。
- ・市内に点在する社寺林、かしぐねなどの屋敷林、周囲の緑と一体となった古墳や史跡、歴史ある用水などの前橋固有の風土を形成し、郷土景観の基盤となる水と緑を保全、継承します。
- ・市街地内のまとまりある緑や周辺に広がる農地は、都市の環境保全や景観形成、レクリエーション、教育など、市民の豊かな暮らしに役立つ資産として保全・活用を進めます。
- ・農地や樹林地、中小河川、ため池といった多様な生き物が生息・生育する環境の保全・再生・活用を図ります。

②緑の豊かさが感じられるまちをつくる

- ・緑化重点地区の推進、公共空間の緑化の推進、住宅地、商・工業地での緑化の促進など、さまざまな手法によって水と緑と花にあふれた快適なまちづくりを進めます。
- ・「パークマネジメント」の考え方にに基づき公園の管理運営を行います。特に、前橋公園や敷島公園等の総合公園や大胡ぐりんふらわー牧場などの大規模な公園関連施設はPark-PFIなど民間活力を導入した公園活性化の取り組みを推進します。
- ・市民の生活空間にある公園や広場のほか、学校グラウンド、社寺境内地、ゲートボール場などさまざまな緑地を活用し、身近な水と緑のふれあいの場を整備します。また、補修・更新が必要な公園施設は「公園長寿命化計画」に基づき、施設の安全性の確保や機能の維持・保全を図ります。
- ・古墳、社寺、かしぐね、用水路などの歴史・文化を伝える緑や自然豊かな水辺といった水と緑の資源を観光ルート、ウォーキング、サイクリング等に活用できるよう整備とネットワーク化を推進します。
- ・避難所や防災活動拠点となる都市公園の防災機能の整備・拡充、幹線道路や河川等の緑化による延焼遮断機能の向上、傾斜地崩壊危険区域等の保安林の維持等により、災害に強い都市構造を形成します。

③水と緑を楽しむ文化を広げる

- ・市民・事業者・市の協働による水と緑のまちづくりの推進、水と緑を育む意識の向上、水と緑の活動を支える人材の育成、水と緑のまちづくりを支える制度の拡充により、水と緑を誇りとする前橋を市民と協働することで実現します。

④公園・緑地等の整備・保全方針

a. 住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）

- ・街区公園や近隣公園は、それぞれ居住する市民が容易に利用することができるように、土地利用状況及び将来の見通し、災害時の避難場所などとしての利用等を勘案しながら配置します。特に新たな公園は、既存あるいは計画中の公園との位置関係や地域的なバランスも考慮しながら配置とその優先度などを検討します。
- ・地区公園は、都市基幹公園の機能補完にも配慮して、都市基幹公園や運動広場、地域に開放している教育施設のグラウンドなどの分布状況を考慮して徒歩圏内に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その機能充実を図ります。
- ・これらの公園は、市民の意向を踏まえるとともに、防犯性などにも配慮して、市民が身近に感じ多くの市民に利用される公園としての維持保全や機能充実を図ります。

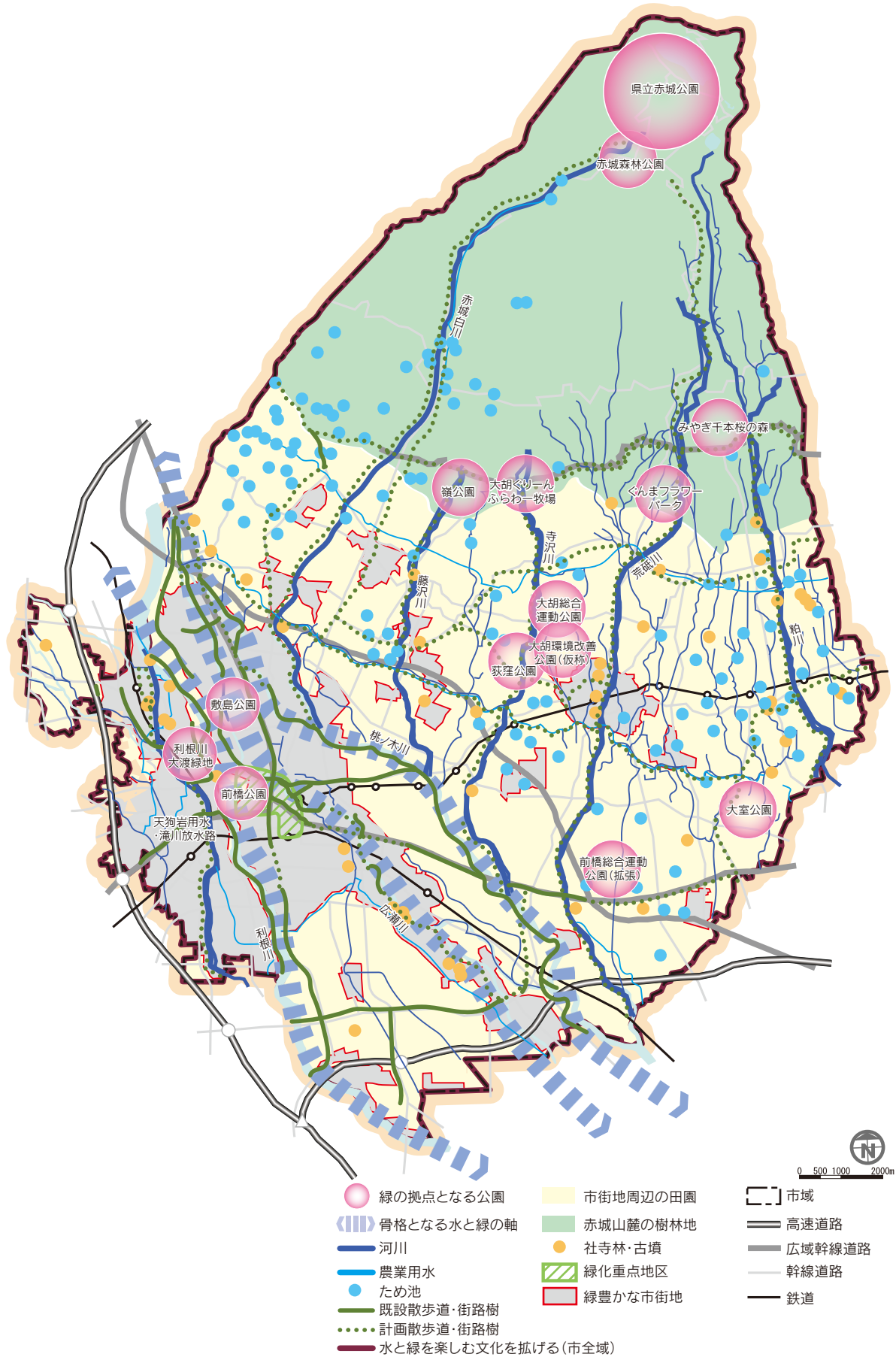
b. 都市基幹公園（総合公園、運動公園）など

- ・都市基幹公園である前橋公園、大室公園、敷島公園、前橋総合運動公園のほか、嶺公園、荻窪公園、利根川敷島緑地、利根川大渡緑地、大胡ぐりんふらわー牧場、大胡総合運動公園、ぐんまフラワーパーク、みやぎ千本桜の森は、「水と緑の環境文化都市・前橋」を代表し、市全体あるいは広域からみた環境保全、レクリエーション、防災、景観に寄与する緑の拠点としての整備、機能充実を図ります。
- ・市民の健康の維持やスポーツ活動の場を提供するため、前橋市総合運動公園の整備拡充を推進します。

c. 緑地・緑道

- ・赤城山南麓に広がる森林のほか、骨格的な緑の帯を形成する利根川などの河川緑地や北部の橘山一帯、東部の五料沼周辺は、貴重な緑地資源として保全・整備を図ります。
- ・市街地内の社寺境内地の緑を身近で貴重な緑地として保全します。
- ・市街地を取り囲み市街地環境に潤いをもたらしている優良な農地は、市街地の計画的な開発等との調整のもとに適正に保全します。
- ・環境問題などに配慮した車、歩行者、自転車、バス、鉄道が連携し共生するネットワークの形成と連動して、桃ノ木川サイクリングロードや利根川自転車道などの既設自転車道とともに、河川や幹線道路を利用して、歴史・文化を伝える緑や自然豊かな水辺をめぐる、歩行や自転車で楽しむことができる道の全市的なネットワークを形成します。

■緑の将来構想図



(4) その他の都市施設整備の方針

①上・下水道

a. 上水道

- ・ 主要な水源である地下水の保全を図り、県央第一水道や県央第二水道と自己水をバランス良く活用して、安全で良質な飲料水を安定的に市民・事業者などへ供給することに努めます。
- ・ 老朽化した施設や管路の更新を計画的に実施し、災害時にも安定した飲料水の供給を行うことができる施設構築等に向けた取組みを進めます。
- ・ 浄水場・受水場・配水場等の運転管理の効率化を進めるとともに、基幹施設である敷島浄水場から一括管理が可能な管理体制を強化し、水道水の安定供給に努めます。
- ・ 施設の統廃合や配水区域の見直しを行い、効率的運用が可能な施設配置を進めます。

b. 下水道等

- ・ 下水道の整備については、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を目的とし、「群馬県污水处理計画」に沿って、前橋市公共下水道事業を計画的に進めます。
- ・ 老朽管対策や施設の更新を計画的に進めるとともに、施設の耐震化を図り、常に安全で衛生的な生活を確保できるよう努めます。
- ・ 市街地内の雨水排除については、公共下水道の雨水計画に基づき事業を進めます。
- ・ 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水事業とも連携をとりながら、総合的な污水处理システムの確立を目指します。

②ごみ焼却場・汚物処理場

- ・ ごみ焼却場である六供清掃工場の施設の維持保全を行います。
- ・ 汚物処理場についても、水質浄化センター内のし尿処理施設及びし尿浄化槽汚泥処理施設の維持整備と計画的な改修及び環境に配慮した施設整備を行います。

③火葬場

- ・ 恒久的な施設として位置づけられた前橋市斎場や、アクセス道路・隣接する公園等の周辺環境の維持・保全に努めます。